

国際課税

プラットフォーム課税の導入 (消費税)

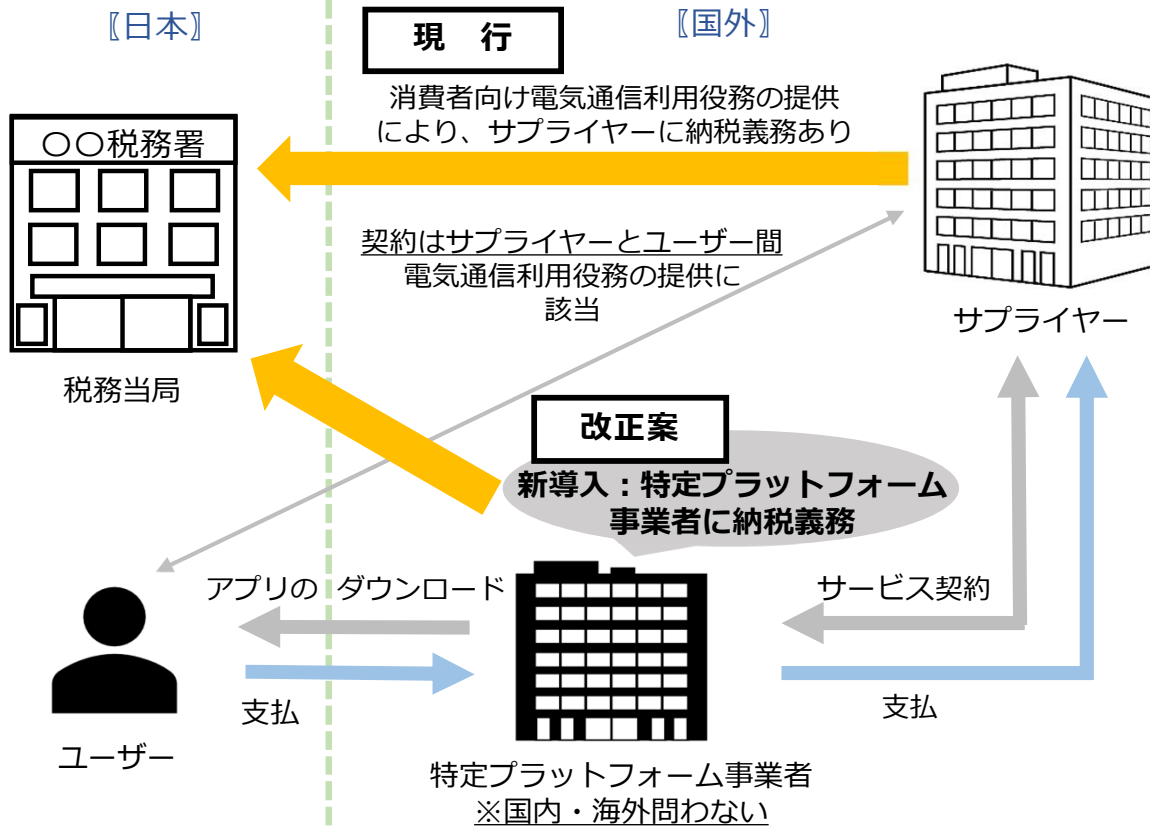
ポイント

国外のサプライヤーがデジタルプラットフォームを介して行う電気通信利用役務の提供（事業者向けを除く）については、一定のプラットフォーム事業者に消費税が課税されます。

改正内容

改正内容

- ・ 国外サプライヤーがデジタルプラットフォームを介して行う電気通信利用役務の提供（事業者向けを除く）のうち、特定プラットフォーム事業者を介してその対価を収受するものについては、そのプラットフォーム事業者が行ったものとみなされ、特定プラットフォーム事業者に納税義務が発生します。
- ・ 国税庁長官は、プラットフォーム事業者のその課税期間において対象となるべき電気通信利用役務の提供に係る対価の額の合計額が50億円を超える場合には、そのプラットフォーム事業者を特定プラットフォーム事業者として指定することとなります。
- ・ プラットフォーム事業者が上記に該当する場合、その旨の届出が必要となります。また、確定申告書に上記の対象となる金額等の明細書を添付することとなります。



適用時期

令和7年4月1日以後に行われる電気通信利用役務の提供について適用
(特定プラットフォーム事業者の指定制度に係る事前の指定及び届出は、所要の経過措置あり)

グローバル・ミニマム課税① (法人税)

ポイント

OECDでのBEPS包摂的枠組みの合意のうちグローバル・ミニマム課税（第2の柱）について、日本において令和5年度税制改正にて法制化された所得合算ルールに、所要の見直しがされるほか、軽課税所得ルール（UTPR）と国内ミニマム課税（QDMTT）について、令和7年度以降の法制化を目指すこととしています。

改正内容

改正の背景と合意の内容

(1) 所得合算ルール（IIR : Income Inclusion Rule）既に法制化済み、令和6年4月開始事業年度から適用

軽課税国にある子会社等の税負担が最低税率（15%）に至るまで親会社の国で課税



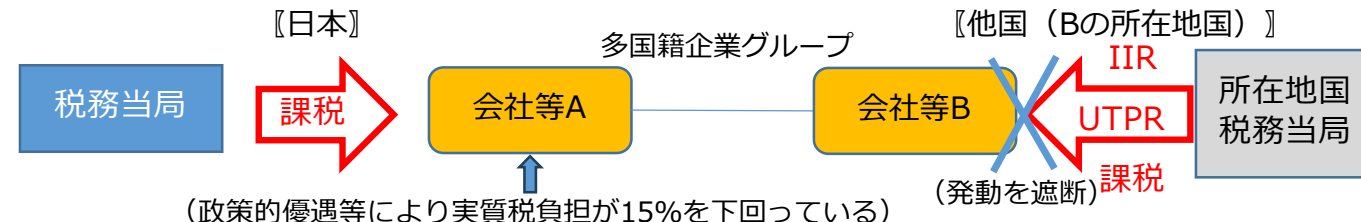
(2) 軽課税所得ルール（UTPR : Undertaxed Payment Rule）令和7年度以降の法制化見込み

軽課税国にある親会社等の税負担が最低税率（15%）に至るまで子会社等の国で課税



(3) 国内ミニマム課税（QDMTT : Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）令和7年度以降の法制化見込み

自国にある会社等の税負担が最低税率（15%）に至るまで自国で課税（他国によるIIRやUTPRの発動を回避できる）



適用時期

(1) IIRについて令和6年4月1日以降に開始する対象会計年度から適用

グローバル・ミニマム課税② (法人税)

ポイント

所得合算ルール (IIR) について、OECDの追加ガイダンスや国際的議論の内容を踏まえ、適用免除基準の追加などの見直しがされます。

改正内容

【現行制度の概要と主要な改正点】

項目	現行	改正案
納税義務者と課税範囲	<p>特定多国籍企業グループ等 (※1) に属する内国法人に対し、各対象会計期間の国際最低課税額を課税標準とし法人税 (特定基準法人税額) 90.7/100、地方法人税93/907の税率で課税</p> <p>※1 グループの最終親会社等の連結財務諸表の各対象会計年度の直前4会計年度のうち2以上の年度で総収入7億5千万ユーロ以上のもの</p>	—
国税	<div style="text-align: center;"> <p>国際最低課税額計算の概要</p> <p>国別グループ純所得</p> <p>実効税率</p> <p>基準税率 15%</p> <p>構成会社等に係るグループ国際最低課税額 (その所在地国に係る当期国別国際最低課税額)</p> <p>実質ベースの所得除外額</p> <p>その構成会社等の個別計算所得 × その構成会社等の割合等 = 会社等国別最低課税額</p> <p>その構成会社等の所在国の税制でその構成会社等が課税される税額</p> <p>国際最低課税額 (課税標準)</p> <p>会社等国別最低課税額を、内国法人の持分等を勘案した帰属割合を乗じて合計</p> </div> <p>(注) 「構成会社等に係るグループ国際最低課税額」は「その所在地国に係る当期国別国際最低課税額」に対し過去対象会計年度や自国内最低課税額に係る税額など一定の要因による必要な調整計算を加えたものとなります。調整計算がなければ両者は一致しますが、算出過程は異なっており、次ページ以降の摘要免除要件において取扱いが区別されています。</p>	

適用時期

今回改正点については適用時期の明記なし

グローバル・ミニマム課税③ (法人税)

ポイント

所得合算ルール (IIR) について、OECDの追加ガイダンスや国際的議論の内容を踏まえ、適用免除基準の追加などの見直しがされます。

改正内容

【現行制度の概要と主要な改正点】

項目	現行	改正案
国税 適用免除 の基準	<p>1. デミニマス 各対象会計年度において次の①、②のいずれも満たす場合、その所在地国における当期国別国際最低課税額はゼロとできます。</p> <p>① その対象会計年度及び直前の2会計年度の所在地国におけるグループ総収入金額の平均が1,000万ユーロ未満</p> <p>② その対象会計年度及び直前の2会計年度の所在地国におけるグループの利益又は損失の平均が100万ユーロ未満</p> <p>2. 国別報告事項セーフハーバー 国別報告事項 (※2) の記載に基づき以下の要件のいずれかを満たす構成会社等のその所在地国におけるグループ国際最低課税額はゼロとできます。</p> <p>※2 租税特別措置法第66条の4の4 (いわゆる移転価格税制に係る文書化制度) に定める国別報告事項</p> <p>① デミニマス要件 所在地国に係る一定の調整後の収入及び税引前当期利益の額がそれぞれ1,000万ユーロ未満、100万ユーロ未満</p> <p>② 簡素な実効税率要件 一定の簡素な計算による実効税率が一定の割合以上</p> <p>③ 通常利益要件 一定の調整計算後の税引前当期利益が、実質ベースの所得除外額以下</p>	<p>現行の基準に加え、下記の免除基準が追加されます。</p> <p>自国内最低課税要件 その所在地国で一定の要件を満たす自国内最低課税額に係る課税がされている場合、その所在地国におけるグループ国際最低課税額がゼロとされます。 無国籍会社等が自国内最低課税額に係る課税がされている場合は、その税額が控除できます。</p>

適用時期

今回改正点については適用時期の明記なし

グローバル・ミニマム課税④ (法人税)

ポイント

所得合算ルール (IIR) について、OECDの追加ガイダンスや国際的議論の内容を踏まえ、適用免除基準の追加などの見直しがされます。

改正内容

【現行制度の概要と主要な改正点】

項目	現行	改正案
国税	<p>情報申告制度</p> <p>特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人は、対象会計年度終了の翌日から1年3ヵ月（一定の場合は1年6ヵ月）以内に、英文の「特定多国籍企業グループ等報告事項等」を納税地の所轄税務署長にe-Taxにより提供しなければならない（グループ最終親会社所在地の国税務当局から提供を得られる場合は免除） 【特定多国籍企業グループ等報告事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構成会社等の名称 ・ 構成会社等の所在地国毎の国別実効税率 ・ グループ国際最低課税額その他必要な事項 ・ 適用免除を受けようとする旨等 	<p>特定多国籍企業グループ等報告事項等が、提供義務者の区分に応じて見直しがされます。</p>
	<p>申告と納付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定多国籍企業グループ等に属する内国法人の各対象会計年度の終了の日の翌日から1年3ヵ月（一定の場合には1年6ヵ月）以内に申告及び納付 ・ その対象会計年度の国際最低課税額（課税標準）がない場合は申告を要しない ・ 本制度による法人税は青色申告制度の対象外 	<p>—</p>
地方税	<p>—</p>	<p>法人住民税の計算の基礎となる法人税額に、国際最低課税額に対する法人税の額を含めないこととされます。</p>

適用時期

今回改正点については適用時期の明記なし

ポイント

所得合算ルール (IIR) について、OECDの追加ガイダンスや国際的議論の内容を踏まえ、適用免除基準の追加などの見直しがされます。

改正内容

【その他の改正点】

項目	改正案
外国税額控除の取扱い	外国税額控除について次のような取扱いとなります。 (1) 控除の対象外とされるもの ①国際最低課税額に対する法人税に相当する税 ②外国を所在地国とする多国籍企業グループ等に属する構成会社等に対して課される税又はこれに相当する税 (グループ国際最低課税額に相当する金額のうち一定の金額を課税標準とするものに限る) (2) 控除の対象とされるもの 自国内最低課税額に係る税
その他	個別計算所得金額の計算に関する一定の所有持分の時価評価損益等の取扱い方法の選択 など

適用時期

今回改正点については適用時期の明記なし

非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動交換のための報告制度の整備

ポイント

暗号資産等を利用した国際的な脱税及び租税回避を防止する観点から、非居住者の暗号資産に係る取引情報等を税務当局に報告することを義務付ける制度が整備されます。

改正内容

対象者	時点	提出等が必要なもの	提出先等	期限
暗号資産等取引を行う者(※1)	暗号資産等取引を行う際	氏名又は名称、住所等の所在地、居住国、納税者番号(居住国が外国の場合)等を記載した届出書	報告暗号資産交換業者等の営業所等の長	—
同上	居住国等について異動が生じた場合	異動後の居住国等を記載した届出書(異動届出書)	報告暗号資産交換業者等の営業所等の長	異動が生じた日等から3月を経過する日
報告暗号資産交換業者等	上記届出書等に記載された事項のうち居住国等と異なることを示す一定の情報を取得した場合	上記届出書等を提出した者に対し異動届出書の提出を要求(提出がなかったときは、その情報に基づき住所等所在地国と認められる国又は地域の特定)		その情報取得の日から3月を経過する日
同上	その年の12月31日に特定対象者が報告対象契約を締結している場合	特定対象者の氏名又は名称、住所等の所在地、居住国、納税者番号(居住国が外国の場合)、暗号資産等の種類ごとの名称や売買対価の合計額他	報告暗号資産交換業者等の本店等の所在地の所轄税務署長(情報を提供)	その年の翌年4月30日
同上	—	特定対象者の居住国等に関する事項等に関する記録	提出不要(作成と保存が必要)	—

※1 報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行う者(以下、表において「特定対象者」)をいいます。

※2 届出書等の不提出若しくは虚偽記載又は報告事項の不提供若しくは虚偽記載等に対する罰則を設けるほか、報告制度の実効性を確保するための所要の措置が講じられます。

適用時期

令和8年1月1日から適用

非居住者に係る金融口座情報の自動交換のための報告制度等の見直し①

ポイント

非居住者に係る金融口座情報の自動交換のための報告制度等について、報告すべき事項の追加や見直しがされます。

改正内容

項目		追加事項
報告金融機関等	範囲	電子決済手段等取引業者及び特定電子決済手段等（※1）を発行する者
	収入割合要件	暗号資産等に対する投資に係る収入金額
特定取引の範囲 （※4、5）		特定電子決済手段等（※2）の管理に係る契約の締結 特定電子決済手段等（※3）の発行による為替取引に係る契約の締結 暗号資産、電子決済手段又は電子記録移転有価証券表示権利等の預託に係る契約の締結
特定取引から除外される取引の範囲		振替特別法人出資に係る特別口座の開設に係る契約の締結
特定法人から除外される法人に係る 収入割合要件		投資関連所得の範囲に、暗号資産等に係る所得

※1 次に掲げるものをいいます。

①資金決済に関する法律に掲げる電子決済手段

②物品等の購入等の代価の弁済のために使用することができる財産的価値等であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

※2 ※1①に掲げるものに限ります。

※3 ※1②に掲げるものに限ります。

※4 特定取引から除外される取引の範囲として、特定電子決済手段等のうち、その合計額の90日移動平均値が100万円を超えないと認められる一定の要件を満たす場合のその取引を加えます。

※5 報告金融機関等は、特定取引を行った者の有するその特定取引に係る特定電子決済手段等の合計額の90日移動平均値が、その年中のいずれの日においても100万円を超えなかった場合には、その特定取引に係る契約に関する報告事項について、その報告金融機関等の本店等の所在地の所轄税務署長に提供することを要しません。

適用時期

令和8年1月1日から適用

非居住者に係る金融口座情報の自動交換のための報告制度等の見直し②

ポイント

非居住者に係る金融口座情報の自動交換のための報告制度等について、報告すべき事項の追加や見直しがされます。

改正内容

項目	見直し事項
わが国及び租税条約の相手国等の双方の居住者に該当する者	租税条約上の双方居住者の振分けルールにかかわらず、わが国及び相手国等の双方を居住地国として取り扱います。
新規特定取引等に係る特定手続 (報告金融機関がすべき事項)	<p>特定取引を行う者が届出書を提出しなかった場合には、特定対象者につき、既存特定取引に係る特定手続と同様の手続を実施します。</p> <p>特定対象者に関する事項の変更等があることを知った一定の場合には、その特定対象者の一定の情報を取得するための措置を行います。</p>
報告金融機関等による 報告事項の提供	<p>①報告対象外となる者の範囲 外国金融商品取引所において上場されている法人等と一定の関係がある組合等を追加</p> <p>②報告事項の範囲に、次に掲げる事項を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の要件の全てを満たす新規届出書等が提出されているか否か ・特定取引に係る契約が報告金融機関等と複数の者との間で締結されているものであるか否か ・特定法人とその実質的支配者との関係 ・特定取引に係る契約を締結している者とその特定取引に係る報告金融機関等との関係 ・特定取引の種類 ・新規特定取引又は既存特定取引の別

適用時期

令和8年1月1日から適用

その他の国際課税に係る改正① (法人税・法人住民税・法人事業税)

ポイント

その他の国際課税について、下記のとおり、見直し及び延長等がされます。

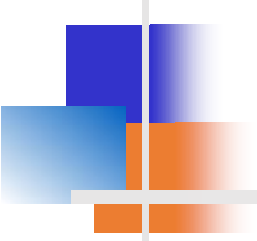
改正内容

項目	改正案	適用時期等
外国子会社合算税制等の見直し	内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（いわゆる「外国子会社合算税制」）におけるペーパー・カンパニー特例に係る収入割合要件について、外国関係会社の事業年度に係る収入等がない場合には、その事業年度における収入割合要件の判定が不要となります。	明記なし
	居住者に係る外国子会社合算税制及び特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例等の関連制度につき、上記と同様の見直しがされます。	
	個人住民税、法人住民税及び事業税について、上記の見直しに関する国税の取扱いに準じて所要の措置を講じられます。	
過大支払利子税制	過大支払利子税制の適用により損金不算入とされた金額（以下「超過利子額」）の損金算入制度について、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始した事業年度に係る超過利子額の繰越期間が10年（原則：7年）に延長されます。	期限延長
	法人住民税及び法人事業税について、国税の取扱いに準じて所要の措置が講じられます。	

その他の国際課税に係る改正② (法人税・法人住民税・法人事業税)

改正内容

項目	改正案	適用時期等
子会社株式簿価減額特例	子会社株式簿価減額特例によりその有する子法人の株式等の帳簿価額から引き下げる金額の計算を行う場合に、その子法人から受ける対象配当金額のうち特定支配関係発生日以後の利益剰余金の額から支払われたものと認められる部分の金額を除外することができる特例計算について、特定支配関係発生日の属する事業年度内に受けた対象配当金額（その特定支配関係発生日後に受けるものに限る。）についても、その特例計算の適用を受けることができるようになります。	明記なし
証拠金に係る利子の課税の特例	外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例の適用期限を3年延長されます。	期限延長
社債的受益権の剰余金の配当等の非課税措置	非居住者又は外国法人が振替特定目的信託受益権のうち社債的受益権に該当するものにつき支払を受ける剰余金の配当等の非課税措置は、適用期限の到来をもって廃止されます。	順次廃止
上記の見直しに係る地方税の取り扱い	個人住民税、法人住民税及び事業税について、国税における諸制度の取扱いに準じて所要の措置を講じられます。	



相続税・贈与税

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長等 (相続税・贈与税)

ポイント

- ①住宅取得等資金にかかる贈与税の非課税措置について、適用期限が3年間延長されます。
- ②親の年齢が60歳未満であっても相続時精算課税制度を選択できる特例措置について、適用期限が3年間延長されます。

改正内容

【住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等】

非課税限度額が1,000万円に上乗せされる「省エネ等住宅」の要件について、下記のとおり改正されます。

	現 行	改正案
省エネ等住宅の要件	①断熱等性能等級4以上 又は 一次エネルギー消費量等級4以上	①断熱等性能等級5以上 かつ 一次エネルギー消費量等級6以上 (※1、2)
	②耐震等級2以上又は免震建築物	改正なし
	③高齢者等配慮対策等級3以上	改正なし

※1 下記の住宅については、現行の要件のままとなります。

- ・令和5年12月31日以前に建築確認を受けた住宅
- ・令和6年6月30日以前に建築された住宅

※2 「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下、「震災特例法」）」において、被災した住宅の居住者（居住予定者）への住宅取得等資金贈与についても、同様の改正がされます。

	省エネ等住宅	一般住宅
贈与税非課税限度額	1,000万円 (震災特例法は、1,500万円)	500万円 (震災特例法は、1,000万円)

適用時期

令和8年12月31日まで、3年間延長

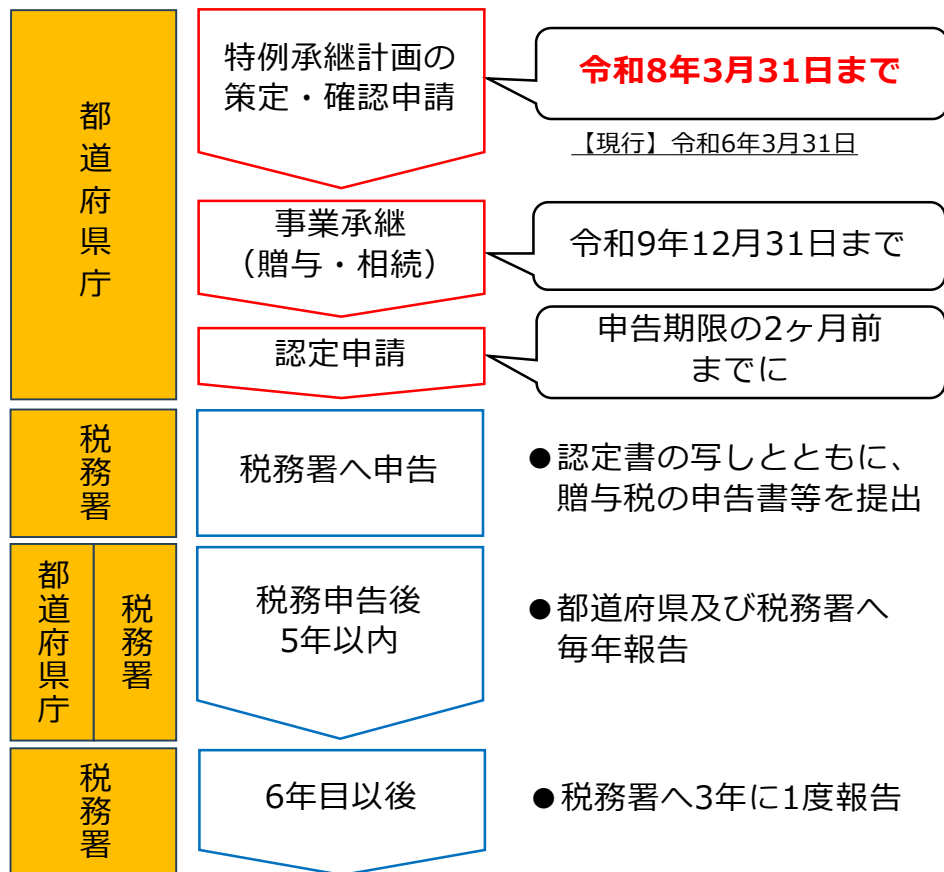
法人版・個人版事業承継税制に係る所要の措置

ポイント

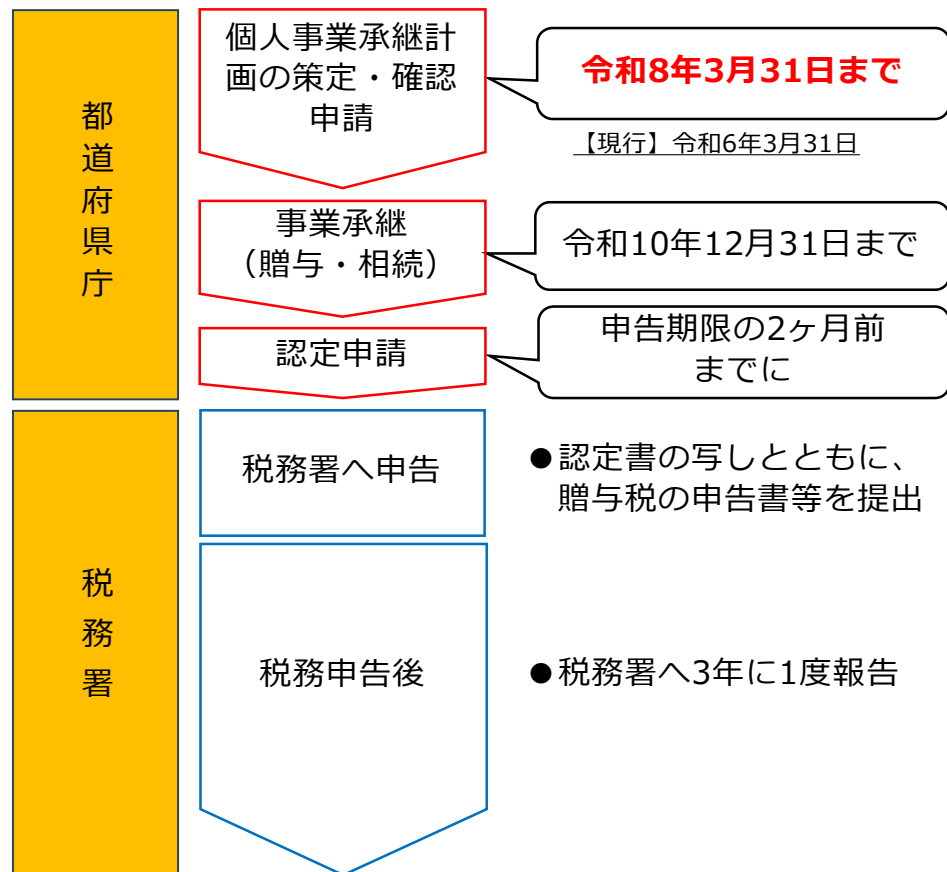
非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度及び個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、特例承継計画及び個人事業承継計画の提出期限が2年延長されます。

改正内容

法人版事業承継税制に係る手続



個人版事業承継税制に係る手続



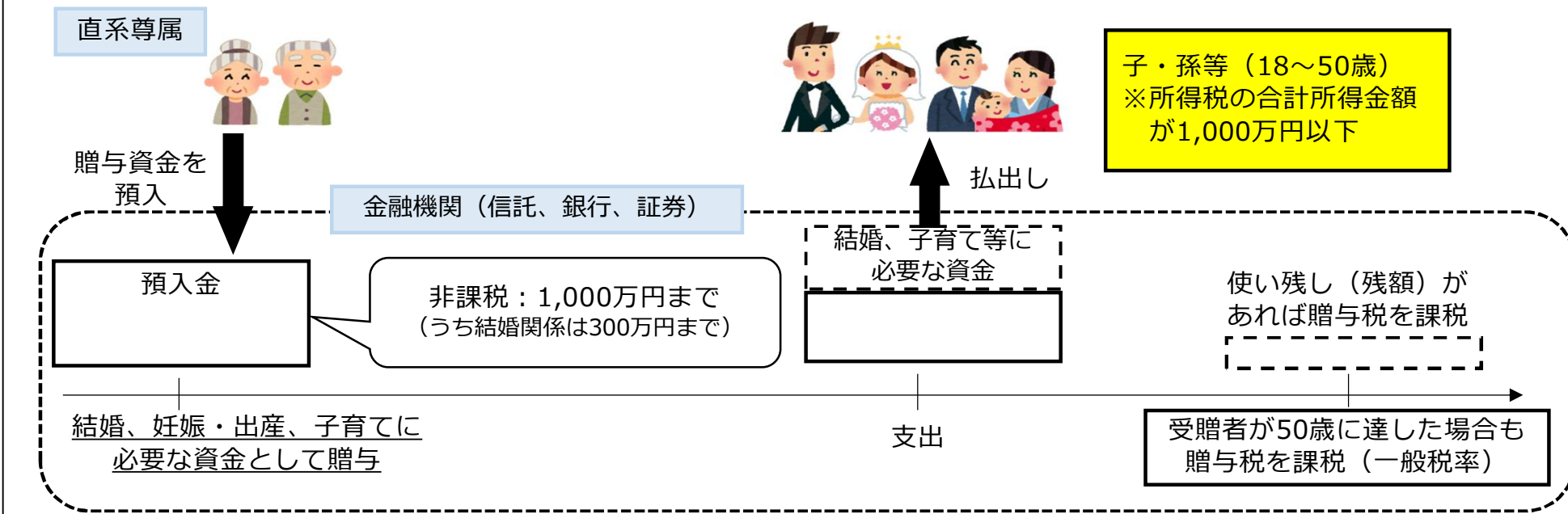
出典：経済産業省資料に加筆修正

結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置の拡充

ポイント

児童福祉法の改正に伴い、結婚・子育て資金の範囲に、同法の子育て世帯訪問支援事業及び親子関係形成支援事業に係る施設に支払うものが加わります。

改正内容



出典：内閣府の資料に加筆修正

※結婚・子育て資金とは、内閣総理大臣が定める次に掲げる費用に充てるための金銭をいいます。

- ①結婚に際して支出する婚礼（結婚披露を含む）に要する費用、住居に要する費用及び引越に要する費用のうち一定のもの
- ②妊娠に要する費用、出産に要する費用、子の医療費及び子の保育料のうち一定のもの

児童福祉法の「子育て世帯訪問支援事業及び親子関係形成支援事業に係る施設」に支払うものが追加

適用時期

明記なし（児童福祉法等の一部を改正する法律の施行期日は、一部を除き令和6年4月1日）

公益信託制度改革に伴う相続税・贈与税の非課税

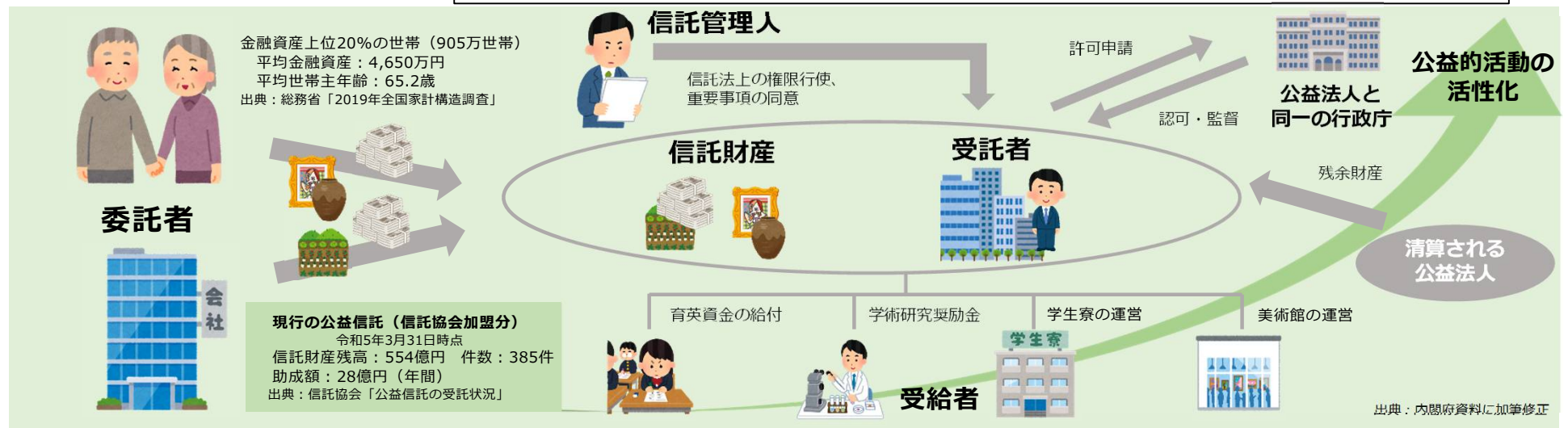
ポイント

公益法人と共通の枠組みで公益認可・監督を受けることを踏まえて、公益信託やこれに寄付を行う個人に対する課税等につき公益法人並みの税制上の措置が講じられます。

改正内容

【新しい公益信託制度のイメージ】

改正のポイント：①信託事務、財産の範囲を拡大、②受託者の範囲を拡大、③主務官庁制の廃止



税目	内容
相続税	<ul style="list-style-type: none"> 公益信託の信託財産とするために相続財産を拠出した場合について、相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税制度の対象とする措置が講じられます。
贈与税・所得税	<ul style="list-style-type: none"> 受託者の法人・個人に関わらず、個人が公益信託から学資に充てるための給付を受けた財産について、贈与税や所得税を非課税とする措置が講じられます。

適用時期

明記なし (令和8年から施行予定の公益信託法の改正を前提)

公益信託制度改革に伴うその他の税目の非課税

ポイント

公益法人と共通の枠組みで公益認可・監督を受けることを踏まえて、公益信託やこれに寄付を行う個人に対する課税等につき公益法人並みの税制上の措置が講じられます。

改正内容

税目	内容
法人税 所得税 個人住民税 法人住民税 事業税	<ul style="list-style-type: none">公益信託の信託財産に係る収益・費用については非課税となる措置が講じられます。公益信託の信託財産として拠出された財産について、別枠の損金算入限度額の対象及び特定公益増進法人に対する寄附金と同様の寄附金控除の対象とする措置が講じられます。
所得税	<ul style="list-style-type: none">公益信託に対して金銭以外の財産を寄附した場合の譲渡所得税等の非課税措置について、対象に公益信託が追加される措置が講じられます。
印紙税	<ul style="list-style-type: none">公益信託認可を受けた公益信託の契約書に係る印紙税が非課税となる措置が講じられます。
消費税及び 地方消費税	<ul style="list-style-type: none">信託事務の範囲拡大に伴い消費税について所要の措置が講じられます。

適用時期

明記なし（令和8年から施行予定の公益信託法の改正を前提）



個人所得課稅

定額減税の実施 (所得税・個人住民税)

ポイント

デフレ脱却のための一時的措置として、令和6年6月に所得税・個人住民税の定額減税が実施されます。

改正内容

【制度の概要】

令和6年6月に、居住者(※1)の所得税・個人住民税から特別控除額を控除する、定額減税が実施されます。
ただし、本人の合計所得金額(※2)が、1,805万円以下(給与収入のみの場合は2,000万円以下)である者に限られます。

【定額減税の対象となる所得】

確定申告される所得、源泉徴収される給与所得(※3)、年金機構が支給・源泉徴収する公的年金等に係る雑所得
(利子所得や申告しないことを選択した上場株式等の譲渡所得等は対象外)

【特別控除額】

次の表の金額の合計額

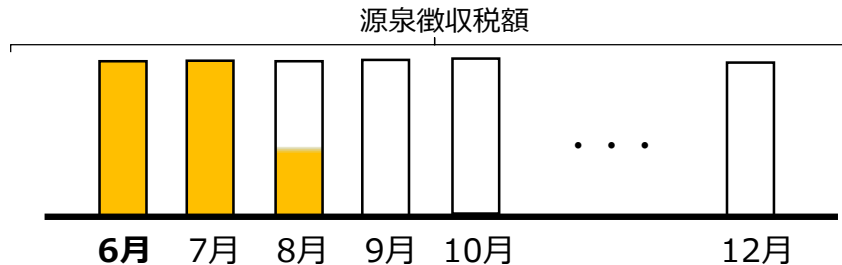
(その控除の合計額が令和6年の所得税額、個人住民税の所得割額を超える場合には、その税額が限度)

対 象	所 得 税	個 人 住 民 税
本 人	3万円	1万円
同一生計配偶者(※4)又は 扶養親族(居住者に限る)	1人につき3万円	1人につき1万円

- ※1 居住者とは、国内に「住所」を有し、又は現在まで引き続き1年以上「居所」を有する個人
- ※2 所得税については令和6年分、個人住民税については令和6年度分の合計所得金額で判定
- ※3 主たる給与支払者によるものに限る
- ※4 同一生計配偶者は、合計所得金額が48万円以下(給与収入103万円以下)である場合に該当

【特別控除の実施方法：所得税】

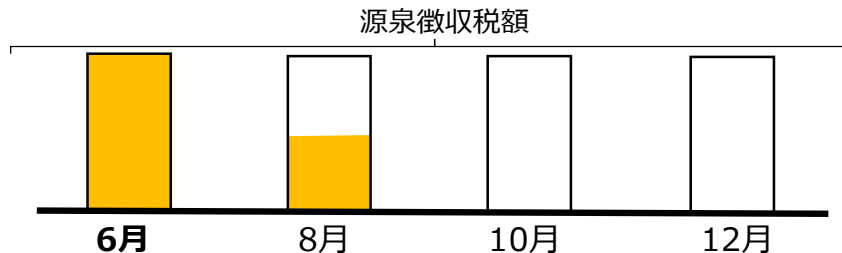
(1) 給与所得者 令和6年6月以後の給与・賞与の源泉徴収税額から控除されます。



減税額

- ①6月に引ききれなかった額は、7月以降順次控除
- ②扶養控除等の異動があった場合には、年末調整により調整

(2) 公的年金所得者 令和6年6月以後に支払を受ける公的年金等の源泉徴収税額から控除されます。



減税額

- ①6月に引ききれなかった額は、次の年金支給時に順次控除
- ②扶養控除等の異動があった場合には確定申告

(3) 不動産所得者、事業所得者等

①原則：令和6年分の確定申告書を提出する際に、申告税額から控除されます。

②特例：予定納税（※1）がある場合

- i 令和6年分の第1期予定納税額から、本人分が控除（控除しきれない場合は第2期からも控除）されます。
- ii 予定納税額の減額承認申請をすることにより、同一生計配偶者、扶養親族の特別控除の適用を受けることができます。
⇒令和6年は第1期予定納税の減額の承認申請の期限も7月31日、納期限を9月30日（※2）までに延期

※1 予定納税は、前年分の所得金額や税額を基に計算した予定納税基準額が15万円以上の場合に、その年分の所得税等をあらかじめ納付する制度

※2 現行の減額承認申請の期限は7月15日、納期限は7月31日

定額減税の実施 (所得税・個人住民税)

【特別控除の実施方法：個人住民税】

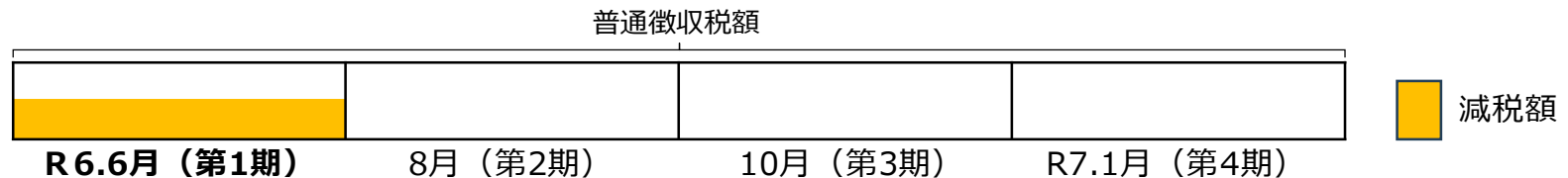
(1) 給与所得に係る特別徴収の場合

令和6年6月分は特別徴収されず、7月分から定額減税後の個人住民税額は11か月で均した税額が特別徴収されます。



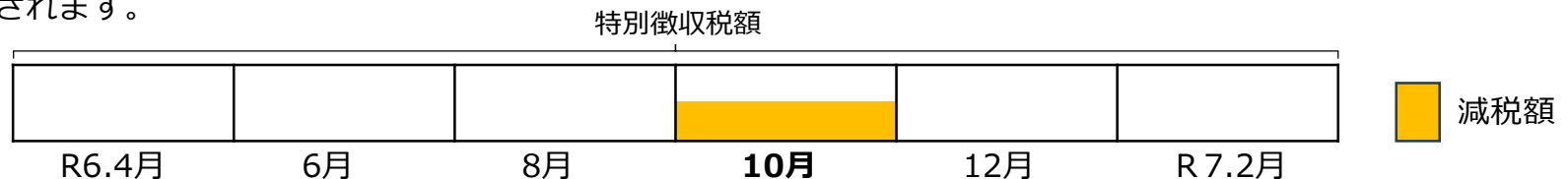
(2) 事業者等の普通徴収の場合

令和6年6月（第1期）納付額から控除します。控除しきれない場合には、第2期以降の納付額から順次控除されます。



(3) 公的年金等に係る特別徴収の場合

令和6年10月の公的年金等の特別徴収額から控除します。控除しきれない場合は12月分以降の納付額から順次控除されます。



【留意点】

- 控除対象配偶者を除く同一生計配偶者についての特別控除額は、令和7年度分の所得割の額から控除されます。
(納税者の合計所得金額が1,000万円を超える場合)
- 令和6年度の個人住民税のふるさと納税の控除上限額は、税額控除前の金額をもとに算定（所得割額の20%）となります。

税制適格ストックオプションの権利行使価額の上限引上げ (所得税)

ポイント

税制適格ストックオプションの1年あたりの権利行使価額の限度額が、現行の1,200万円から最大3,600万円に引き上げられます。

改正内容

【税制適格ストックオプション年間権利行使価額の限度額】

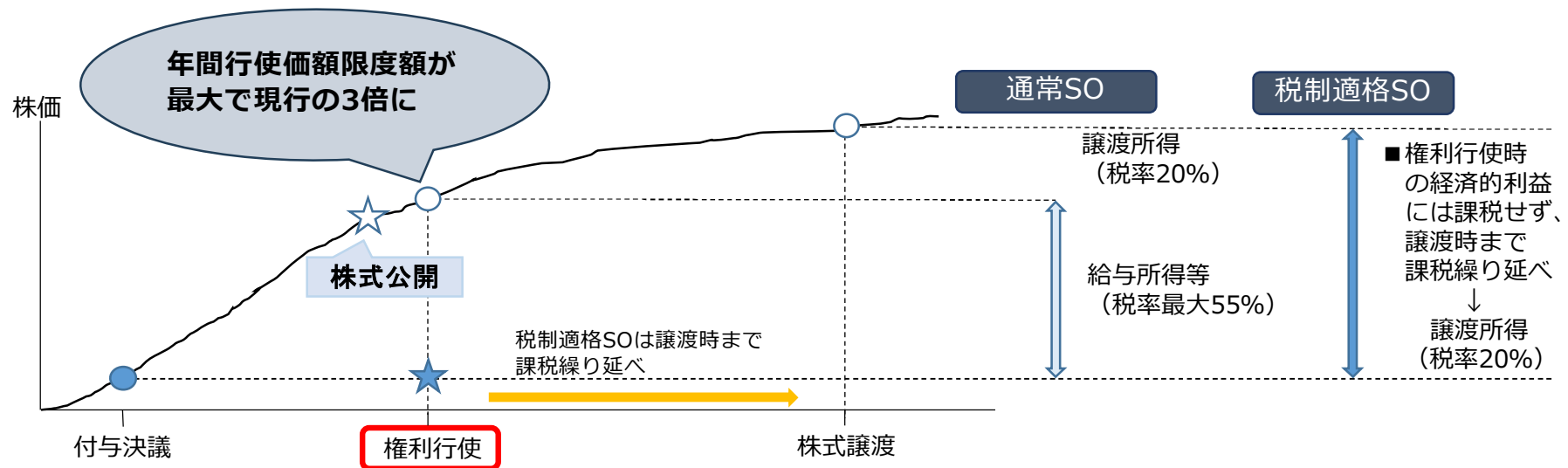
現行

1,200万円/年

改正案

設立5年未満の会社が付与…**2,400万円/年**

設立5年以上20年未満の非上場企業又は上場後5年未満の上場企業が付与…**3,600万円/年**
(設立年数の判定は、税制適格ストックオプションの権利行使日ではなく、付与日で判定)



出典：経済産業省資料に加筆修正

適用時期

明記なし

税制適格ストックオプションの保管委託要件の緩和 (所得税)

ポイント

非上場会社の税制適格ストックオプションの発行を容易にするため、一定の譲渡制限株式を発行した会社自身が管理する場合は、証券会社等での保管委託等が不要となります。

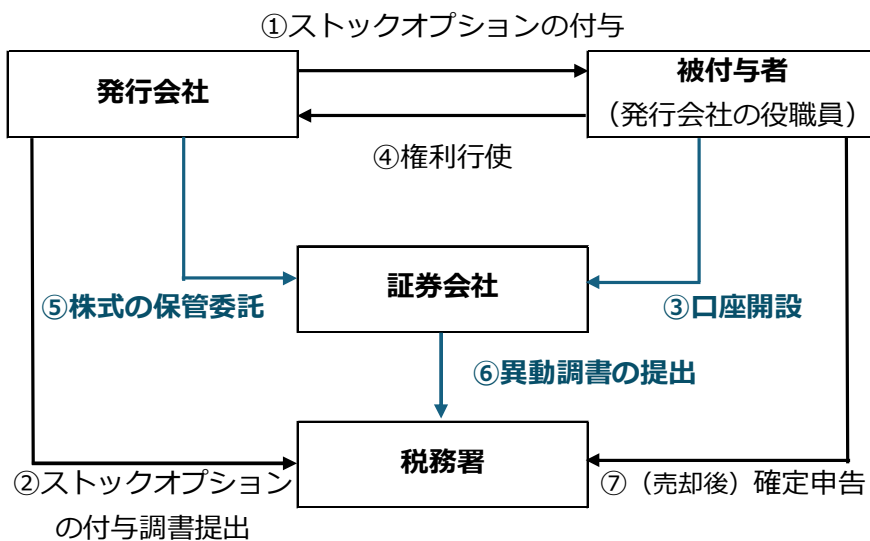
改正内容

【制度の概要】

- 非上場会社が発行する税制適格ストックオプションを上場前に権利行使する場合において、下記の要件を満たすときは証券会社等の営業所等への保管委託等の要件が不要となります。
 - (1) 権利行使により交付される株式が**譲渡制限株式**であること
 - (2) 税制適格ストックオプションを発行した**会社自身により管理等**がされること
- 企業買収時において機動的に対応できるようになることが期待され、上場準備会社のEXIT（出口）にIPOだけでなく、M&Aも選びやすくなります。

現行

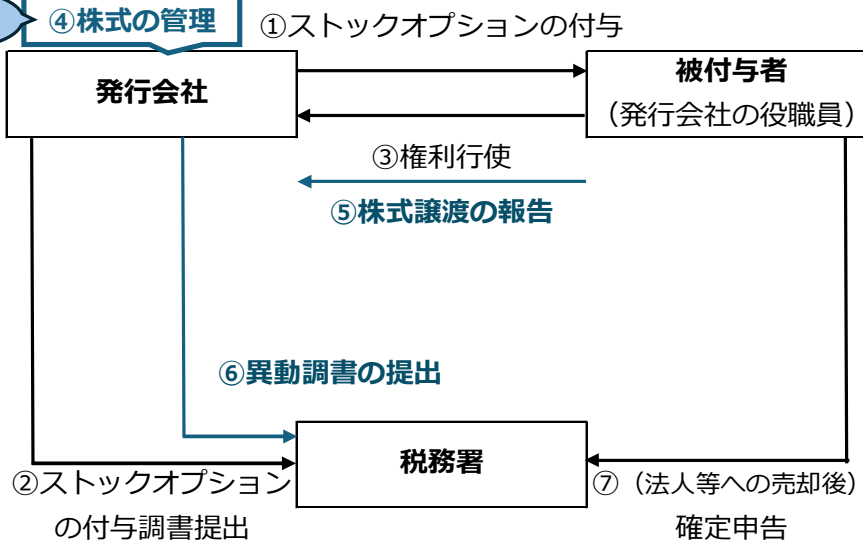
証券会社等への株式保管委託



改正案

発行会社による株式の管理

新設



出典：経済産業省資料に加筆修正

適用時期

明記なし

税制適格ストックオプションの特定従業者要件の見直し (所得税)

ポイント

社外から企業に貢献する高度人材（外部協力者）に税制適格ストックオプションを付与する場合の発行企業及び社外高度人材の要件の見直しがされます。

改正内容

【制度の概要】

発行企業の要件が廃止されるとともに、社外高度人材には非上場企業の役員経験者等が追加され、国家資格保有者の実務経験要件が廃止されるなど対象範囲が拡充されます。

これにより、現状では利用が少なかった社外高度人材に対する付与の増加が期待されます。

内容	現 行	改正案
ストックオプション発行会社の要件の廃止	ハンズオン支援を行うベンチャーファンドから最初に出資を受ける時点において、ストックオプション発行会社が下記に該当すること ・ 資本金の額5億円未満かつ従業員数900人以下	← この要件を 廃止
社外高度人材の要件の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家資格を保有かつ3年以上の実務経験 ・ 博士の学位を保有かつ3年以上の実務経験 ・ 高度専門職の在留資格あり、3年以上の実務経験 ・ 上場会社で役員（取締役等）の経験が3年以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家資格を保有 ・ 博士の学位を保有 ・ 高度専門職の在留資格あり ・ 上場会社で役員（取締役等）の経験が1年以上 } 実務経験の要件なし
社外高度人材の対象追加	—	下記の者を 追加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教授及び准教授 ・ 上場企業又は一定の非上場企業で役員・執行役員等（重要な使用人）の経験が1年以上 ・ 過去10年間に製品又は役務の販売活動に2年以上従事かつ一定の売上要件を満たす者 ・ 過去10年間に資金調達活動に2年以上従事かつ一定の資本金等要件を満たす者

出典：経済産業省資料をもとに加工

適用時期

明記なし

令和7年度税制改正で検討～扶養控除等の見直し（所得税・個人住民税）

ポイント

- ・令和6年10月からの児童手当に係る所得制限の撤廃や高校生年代までの支給期間延長等を踏まえ、16歳から18歳までの扶養控除額が縮小される見込みです。
- ・ひとり親の自立支援を進める観点から、所得要件の見直しや控除額の引上げが行われる見込みです。

改正内容

【扶養控除額の縮小】 下記金額は1人あたりの扶養控除額

	0～15歳	16～18歳		19～22歳	23～69歳	70歳以上	70歳以上 同居老親等
		現行	改正案				
所得税	なし	38万円	25万円	63万円	38万円	48万円	58万円
個人住民税	なし	33万円	12万円	45万円	33万円	38万円	45万円

（注）児童手当の主な拡充内容

- ①所得制限の撤廃
- ②支給期間を高校生まで延長（1万円/月）
- ③多子世帯への増額（第3子以降は3万円/月に）

【ひとり親控除の要件見直し・控除額引上げ】

		現行	改正案
適用対象となる本人の合計所得金額		500万円以下	1,000万円以下
控除額	所得税	35万円	38万円
	個人住民税（参考）	30万円	33万円

適用時期

所得税は令和8年分以降の適用見込み
個人住民税は令和9年度分以降の適用見込み

令和7年度税制改正で検討～子育て世帯の生命保険料控除の拡充

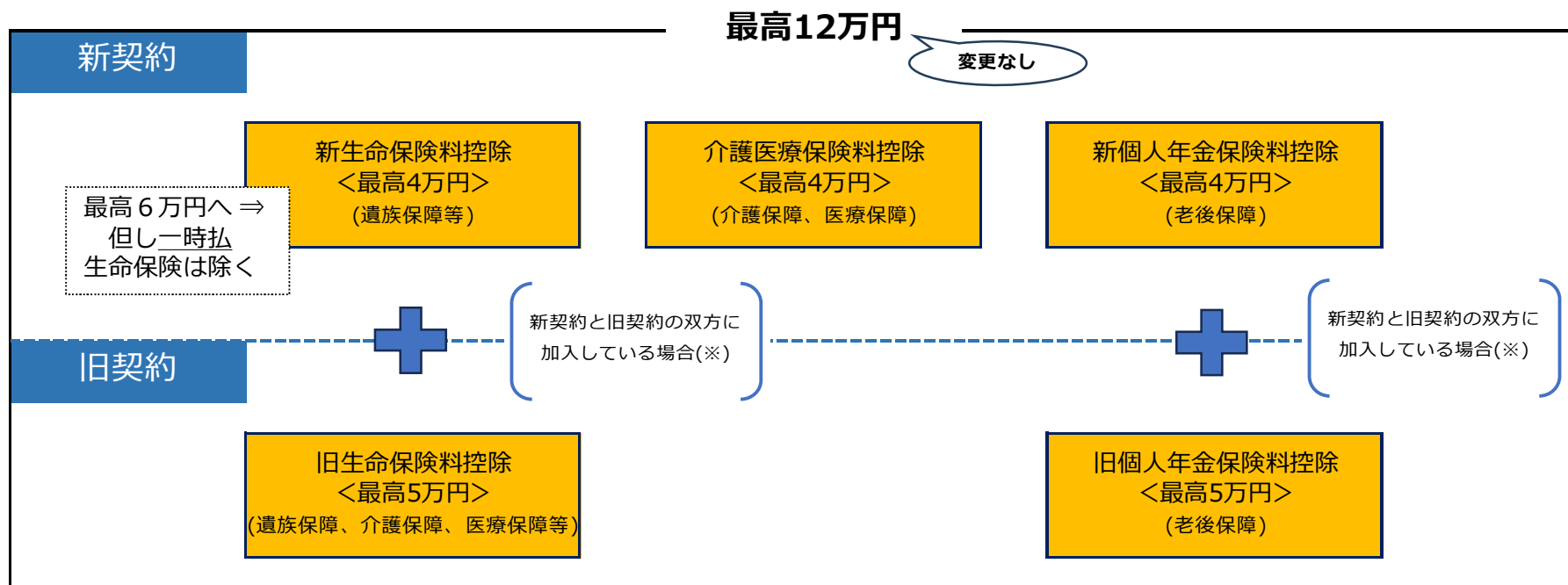
(所得税)

ポイント

子どもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクへの備えに対する税制支援として、一般生命保険料控除の適用限度額の拡充が検討されます。

改正内容

23歳未満の扶養親族を有する者の一般生命保険料控除の適用限度額について、6万円（現行：4万円）への拡充が検討されます。

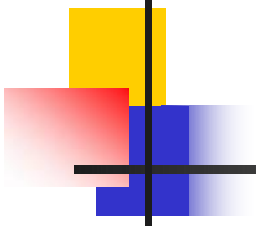


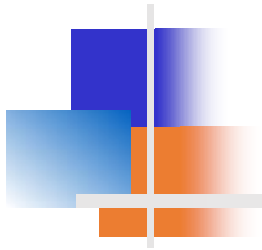
出典：国税庁タックスアンサーを加筆修正

- ・一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の合計適用限度額については現行の12万円から変更なし
- ・一時払生命保険については、利用者が一定程度の資産保有者であると考えられ、万が一のリスクへの備えに対する自助努力への支援という生命保険料控除制度の趣旨と合致しないことから、適用対象から除外

適用時期

適用時期は未定





土地住宅税制

子育て世帯等が認定住宅等の新築等をした場合の特別控除の拡充①

(所得税・住民税)

ポイント

子育て支援の観点から、子育て世帯等が住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、一定の要件を満たす場合には、借入限度額の上乗せ措置が講じられます。

改正内容

【対象者】 子育て特例対象個人

- ・年齢40歳未満で、配偶者を有する者
- ・年齢40歳以上で、年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者

【対象住宅】 下記の認定住宅等の新築等をし、令和6年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合

- ・認定住宅等（※1）の新築
- ・認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得
- ・買取再販認定住宅等（※2）の取得

【住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）】

認定住宅等の区分	借入限度額	
	現行	改正案
認定住宅	4,500万円	5,000万円
Z E H水準省エネ住宅	3,500万円	4,500万円
省エネ基準適合住宅	3,000万円	4,000万円

※1 認定住宅：認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅

認定住宅等：認定住宅、Z E H水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅

※2 買取再販認定住宅等：認定住宅等である既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたもの

【留意点】

- ・認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得に係る床面積要件の緩和措置として、令和6年12月31日以前に建築確認を受けた家屋についても適用可能となります。
- ・その他の要件等は、現行の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除と同様となります。

適用時期

令和6年1月1日から12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用

子育て世帯等が認定住宅等の新築等をした場合の特別控除の拡充②

(所得税・住民税)

ポイント

東日本大震災の被災者等である子育て世帯等についても、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、一定の要件を満たす場合には、借入限度額の上乗せ措置が講じられます。

改正内容

【対象者】 子育て特例対象個人である住宅被災者

- ・ 年齢40歳未満で、配偶者を有する者
- ・ 年齢40歳以上で、年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者

【対象住宅】 認定住宅等の新築等をし、令和6年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合

【住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）】

認定住宅等の区分	借入限度額	
	現行	改正案
認定住宅	4,500万円	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	3,500万円	
省エネ基準適合住宅	3,000万円	

【留意点】

- ・ 認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得に係る床面積要件の緩和措置として、令和6年12月31日以前に建築確認を受けた家屋についても適用可能となります。
- ・ その他の要件等は、現行の東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例と同様となります。

適用時期

令和6年1月1日から12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用

子育て世帯等が既存住宅の特定改修をした場合の特別控除の拡充

ポイント

子育て世代の居住環境の改善の観点から、子育て世帯等既存住宅の特定改修をした場合の所得税額の特別控除の対象に一定の改修工事が加えられます。

改正内容

【対象者】 子育て特例対象個人

【対象工事の追加】

その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事（※1）をし、令和6年4月1日から12月31日までの間に居住の用に供した場合を適用対象に追加

【特別控除額】

所得税の特別控除額 = その子育て対応改修工事に係る標準的な工事費用相当額（※2）（250万円を限度）×10%

※1 一定の子育て対応改修工事

- ①住宅内における子どもの事故を防止するための工事
- ②対面式キッチンへの交換工事
- ③開口部の防犯性を高める工事
- ④収納設備を増設する工事
- ⑤開口部・界壁・床の防音性を高める工事
- ⑥間取り変更工事（一定のものに限る）

左記のうち、その工事に係る標準的な工事費用相当額（補助金等の額の控除後の金額）が50万円を超えること等一定の要件を満たすもの

※2 標準的な工事費用相当額：子育て対応改修工事の種類ごとに標準的な工事費用の額として定められた金額に、子育て対応改修工事を行った個所数等を乗じて計算した金額

【留意点】

- ・その年分の合計所得金額が2,000万円を超える場合には適用できません。
- ・その他の要件等は、既存住宅の特定改修工事をした場合の所得税額の特別控除と同様となります。

適用時期


令和6年4月1日から12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用

居住用財産の買換え等に係る特例措置の延長① (所得税・住民税)

ポイント

居住用財産の譲渡にあたり、譲渡益又は譲渡損が生じた場合に依りて、それぞれの税制上の特例措置が延長されます。

改正内容

特例内容	制度の内容	取扱い (適用期限等)															
<p>(1) 特定居住用財産の買換え・交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例</p>  <p>【売却益→課税の繰延べ】 (買換資産の譲渡の際に課税)</p> <p>【留意点】 買換資産における住宅ローン控除との重複適用は不可</p>	<p>個人が所有期間10年超の居住用財産を譲渡し、新たに一定の居住用財産を取得した場合に譲渡益が発生したときは、一定の要件を満たすものに限り、課税が繰り延べられます。(譲渡資産の譲渡対価は1億円を超えないことが要件)</p> <p>【面積等要件】</p> <table border="1" data-bbox="817 853 1675 1305"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th colspan="2">内容等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">建物関係</td> <td>床面積</td> <td>50㎡以上(居住の用に供する部分)</td> <td>居住部分の床面積であり、ローン控除等の床面積要件と異なっている</td> </tr> <tr> <td>築年数</td> <td>中古家屋(建築後使用されたことがある家屋)については、耐火建築物に該当するか否かを問わず25年以内(※)</td> <td>新築家屋(建築後使用されたことがない家屋)については、築年数の要件は付与されていない</td> </tr> <tr> <td>敷地関係</td> <td>面積</td> <td>500㎡以下(家屋の敷地全体)</td> <td>区分所有建物は敷地権(割合)に対応する地積</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 築後25年を経過したものであっても耐震基準適合証明が付されているものなどは適用可</p>	事項	内容等		備考	建物関係	床面積	50㎡以上(居住の用に供する部分)	居住部分の床面積であり、ローン控除等の床面積要件と異なっている	築年数	中古家屋(建築後使用されたことがある家屋)については、耐火建築物に該当するか否かを問わず25年以内(※)	新築家屋(建築後使用されたことがない家屋)については、築年数の要件は付与されていない	敷地関係	面積	500㎡以下(家屋の敷地全体)	区分所有建物は敷地権(割合)に対応する地積	<p>適用期限が 2年延長</p>
事項	内容等		備考														
建物関係	床面積	50㎡以上(居住の用に供する部分)	居住部分の床面積であり、ローン控除等の床面積要件と異なっている														
	築年数	中古家屋(建築後使用されたことがある家屋)については、耐火建築物に該当するか否かを問わず25年以内(※)	新築家屋(建築後使用されたことがない家屋)については、築年数の要件は付与されていない														
敷地関係	面積	500㎡以下(家屋の敷地全体)	区分所有建物は敷地権(割合)に対応する地積														

適用時期



令和7年12月31日まで延長

居住用財産の買換え等に係る特例措置の延長② (所得税・住民税)

ポイント

居住用財産の譲渡にあたり、譲渡益又は譲渡損が生じた場合に応じて、それぞれの税制上の特例措置が延長されます。

改正内容

特例内容	制度の内容	取扱い (適用期限等)
<p>(2) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例</p>  <p>【売却損→他の所得と損益通算】</p>	<p>個人が所有期間5年超の居住用財産を譲渡し、新たに償還期間10年以上の住宅ローンにより居住用財産を取得した場合に譲渡損失が発生したときは、一定の要件を満たすものに限り、他の所得との損益通算及び翌年以後3年間の繰越控除が認められます。なお、令和6年1月1日以後に行う譲渡資産の譲渡について、一定の要件を満たすものに限り、住宅借入金等の残高証明書等の確定申告書等への添付が不要となります。</p> <p>【留意点】 繰越控除を受ける年分の合計所得金額が3,000万円以下であること</p>	適用期限が 2年延長
<p>(3) 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例</p>  <p>【売却損→他の所得と損益通算】</p>	<p>個人が所有期間5年超の居住用財産を譲渡し、譲渡損失が発生したときは、一定の要件を満たすものに限り、譲渡した資産に係る住宅ローン残高から譲渡価格を控除した額を限度に、他の所得との損益通算及び翌年以後3年間の繰越控除が認められます。</p> <p>【留意点】 繰越控除を受ける年分の合計所得金額が3,000万円以下であること</p>	適用期限が 2年延長

適用時期

令和7年12月31日まで延長

租税特別措置法等の延長・拡充・廃止・縮減等①

(登録免許税・固定資産税・都市計画税・印紙税・不動産取得税)

ポイント

各税目に係る制度の延長・拡充・廃止・縮減等については次のとおりです。

改正内容

【延長・拡充等：固定資産税・都市計画税、登録免許税、印紙税】

項目	延長
1. 土地に係る固定資産税の負担調整措置の継続 ①宅地等及び農地の負担調整措置については、商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置を継続 ②据置年度において簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を継続	2年継続
2. 土地に係る都市計画税の負担調整措置 固定資産税の改正に伴う所要の改正	2年継続
3. 住宅用家屋の所有権の保存登記もしくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置	3年延長
4. 特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置	3年延長
5. 認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置	3年延長
6. 特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置	3年延長
7. マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等に対する登録免許税の免税措置	2年延長

租税特別措置法等の延長・拡充・廃止・縮減等②

(登録免許税・固定資産税・都市計画税・印紙税・不動産取得税)

改正内容

【延長・拡充等：固定資産税・都市計画税、登録免許税、印紙税】

項目	延長
8. 事業再編計画の認定要件が見直された後の産業競争力強化法に規定する認定事業再編計画等に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置	3年延長
9. 特定創業支援等事業による支援を受けて行う会社の設立の登記に対する登録免許税の税率軽減措置について、適用対象となる登記の範囲から合名会社及び合資会社の設立登記を除外	3年延長
10. 金融機能の強化のための特別措置に関する法律に規定する経営強化計画等に基づき行う登記（東日本大震災の影響により自己資本の充実を図ることが必要となった金融機関等が経営強化計画に基づき行うものを含む）に対する登録免許税の税率の軽減措置	2年延長
11. 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置	3年延長
12. 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する一定の再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の見直し ①太陽光発電設備 ・政府の補助を受けて取得した一定の設備を適用対象から除外 ・同法に規定する認定発電設備の対象外で、地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の設備又はペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備を適用対象に追加 ②バイオマス発電設備 ・出力が1万kW以上2万kW未満の発電設備のうち一般木質・農作物残さ区分に該当するものについて、価格に次の割合を乗じて得た額を課税標準とする。 i 大臣配分資産又は知事配分資産…7分の6（現行：3分の2） ii その他の資産…7分の6を参酌して14分の11以上14分の13以下の範囲内で条例で定める割合（現行：3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内で条例で定める割合）	2年延長

租税特別措置法等の延長・拡充・廃止・縮減等③

(登録免許税・固定資産税・都市計画税・印紙税・不動産取得税)

改正内容

【延長・拡充等：固定資産税・都市計画税、登録免許税、印紙税】

項目	延長
13. 流通業界の総合化及び効率化の促進に関する法律の認定を受けた事業者が、総合効率化計画に基づき取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特別措置の見直し ①適用対象となる附属機械装置にナンバープレート解析AIカメラ等を追加 ナンバープレート解析AIカメラ等に係る課税標準…最初の5年間、価格の2分の1 ②適用対象となる一般倉庫及び冷蔵倉庫の設備等に関する必須要件に到着時刻表示装置が設けられていることを追加 ③適用対象となる倉庫の設備等に関する選択要件から貨物自動車運送事業の用に供する事務所及び駐車施設が併用されていることを除外	2年延長
14. 新築住宅に係る固定資産税の減額措置	2年延長
15. 新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置	2年延長
16. 耐震改修等を行った住宅に対して、次の措置の延長 ①耐震改修を行った一定の住宅に係る固定資産税の減額措置 ②バリアフリー改修を行った一定の住宅に係る固定資産税の減額措置 ③省エネ改修を行った一定の住宅に係る固定資産税の減額措置	2年延長
17. 東日本大震災により滅失・損壊した償却資産に代わるものとして一定の被災地域内で取得された償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置	2年延長

租税特別措置法等の延長・拡充・廃止・縮減等④

(登録免許税・固定資産税・都市計画税・印紙税・不動産取得税)

改正内容

【廃止・縮減等：固定資産税・都市計画税、不動産取得税】

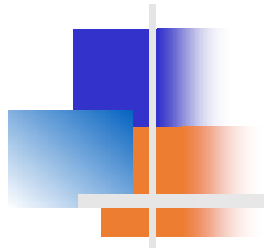
項目	延長・廃止
1. 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律の認定を受けた事業者が取得した一定のバイオ燃料製造設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、木質固形燃料製造設備に係る課税標準を価格の4分の3（現行：3分の2）とした上で、延長	2年延長
2. 都市再生特別措置法の規定による公告があった低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得された居住誘導区域又は都市機能誘導区域内にある一定の土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置	廃止

【要件の見直し：固定資産税】

項目	内容
新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置における申告書の見直し	新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、マンション管理組合の管理者等から市町村長に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められたときは、その認定長期優良住宅の区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、その減額措置を適用することができる。

適用時期

- 【延長・拡充等】 7. 10. 12～17. 令和8年3月31日まで適用
1～6. 8～9. 11. 令和9年3月31日まで適用
- 【延長・縮減等】 1. 令和8年3月31日まで適用
2. 令和6年3月31日まで適用



その他

インボイス制度の見直し① (消費税)

ポイント

インボイス制度における仕入税額控除に係る帳簿の記載事項について、以下の見直しがされます。

改正内容

一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる**自動販売機及び自動サービス機**による課税仕入れ並びに**使用の際に証票が回収される**課税仕入れ（3万円未満のものに限る）については、帳簿への住所等の記載が不要となります。

《帳簿のみ保存の特例を適用する場合の帳簿の記載事項》

- ・ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ・ 取引年月日
- ・ 取引内容（軽減税率対象の場合、その旨）
- ・ 対価の額
- ・ **課税仕入れの相手方の住所又は所在地**
(国税庁長官が指定するものについては、住所等の記載は不要)
- ・ 特例の対象となる旨

【改正案】
自動販売機特例や回収特例が適用される3万円未満の取引は**記載不要**に変更



〇見直し案に基づく自動販売機特例を適用する場合の帳簿の記載例

総勘定元帳 (会議費)		(株)〇〇		
XX年		摘要	借方	貸方
月	日			
2	8	〇〇市 自販機 飲料※	120	
⋮	⋮	⋮	⋮	

※は軽減税率対象品目

住所等は
記載不要に

【改正案の記載例】

総勘定元帳 (会議費)		(株)〇〇		
XX年		摘要	借方	貸方
月	日			
2	8	自販機 飲料※	3,000	
⋮	⋮	⋮	⋮	

※は軽減税率対象品目

総勘定元帳 (福利厚生費)		(株)〇〇		
XX年		摘要	借方	貸方
月	日			
2	8	〇〇施設入場券	8,000	
⋮	⋮	⋮	⋮	

出典：国税庁資料に加筆修正

適用時期

令和5年10月1日以後の課税仕入れから適用（改正前の課税仕入れについても記載不要）

インボイス制度の見直し② (消費税)

ポイント

簡易課税制度又は2割特例を適用する事業者の税抜経理方式について、以下の見直しがされます。

改正内容

簡易課税制度又は2割特例を適用する事業者が、税抜経理方式を適用した場合の仮払消費税額等として計上する金額につき、継続適用を条件として

支払対価の額×10/110(軽減税率の対象の場合には8/108)

とした金額とすることが認められることが明確化されるほか、消費税に係る経理処理方法について所要の見直しがされます。

【例】 車両を110万円で仕入れた場合

<原則>

①インボイス事業者からの仕入れの場合

車両 100万円 / 現預金 110万円
仮払消費税 10万円

②免税事業者からの仕入れの場合

車両 110万円 / 現預金 110万円



<改正案>

車両 100万円 / 現預金 110万円
仮払消費税 10万円

仕入先がインボイス事業者か
免税事業者かを確認する必要なし

適用時期

令和5年10月1日以後の課税仕入れから適用

消費税 事業者免税点制度の見直し①

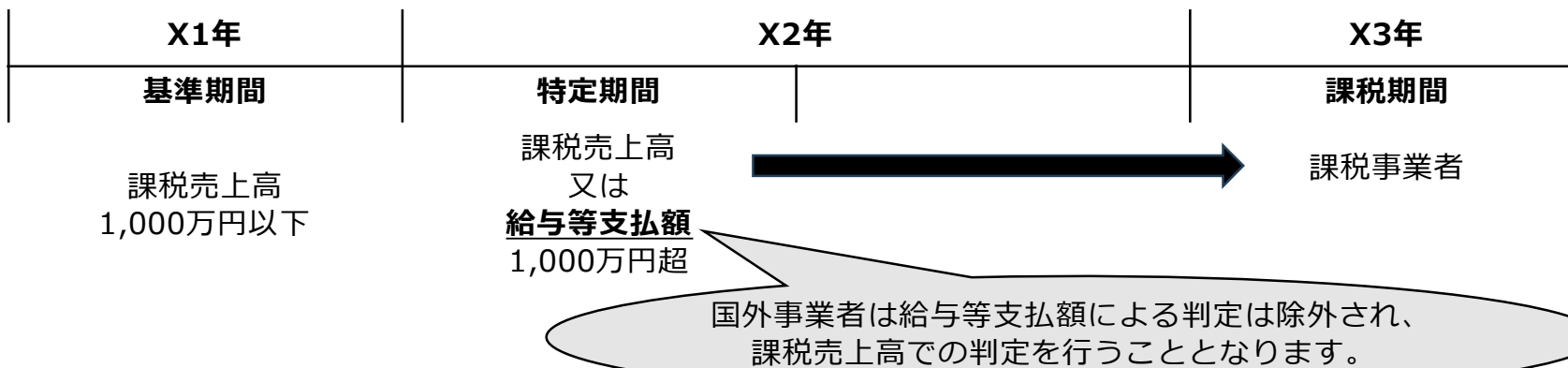
ポイント

国外事業者に係る消費税の課税の適正化を目的とし、消費税の納税義務に関する事業者免税点制度の見直しがされます。

改正内容

(1) 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例の見直し

現行	基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても特定期間（※）における課税売上高又は給与等支払額の合計額が1,000万円を超えた場合には、その課税期間の納税義務は免除されません。 ※ 特定期間…個人事業者は前年の1月1日から6月30日までの期間 法人は原則として前事業年度開始の日以後6か月の期間
改正案	課税売上高に代わり適用可能とされている給与等支払額による判定の対象から国外事業者が除外されます。



適用時期

令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用

消費税 事業者免税点制度の見直し②

改正内容

(2) 資本金1,000万円以上の新設法人に対する納税義務の免除の特例の見直し

現行	事業年度の基準期間がない法人のうち、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である法人（新設法人）は、その課税期間の納税義務は免除されません。
改正案	外国法人は基準期間を有する場合であっても、国内における事業の開始時における資本金の額又は出資の金額による納税義務の判定を行うこととなります。

新設1期目 (基準期間なし)	新設2期目 (基準期間なし)	新設3期目
資本金の額1,000万円以上 ↓ 課税事業者	資本金の額1,000万円以上 ↓ 課税事業者	基準期間における課税売上高 により判定

外国法人は基準期間を有する場合であっても、国内における事業の開始時に資本金の額による納税義務の判定を行います。

適用時期

令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用

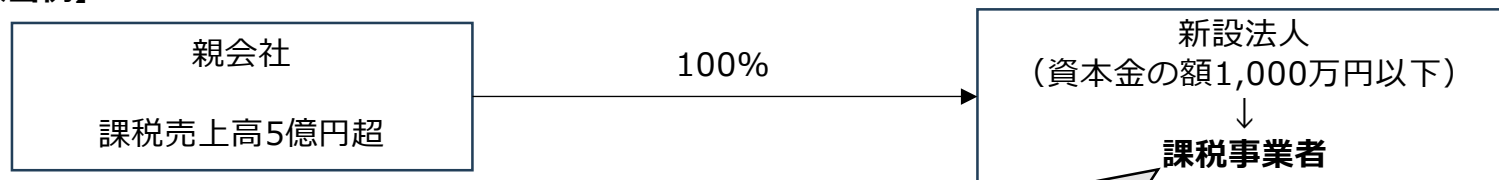
消費税 事業者免税点制度の見直し③

改正内容

(3) 資本金1,000万円未満の特定新規設立法人に対する納税義務の免除の特例の見直し

現行	次の要件を見たす基準期間がない資本金1,000万円未満の法人（新規設立法人）については、基準期間がない課税期間の納税義務は免除されません（「特定新規設立法人」という）。 ①その事業年度開始の日において特定要件※に該当 ②新規設立法人が特定要件に該当する旨の判定の基礎となった「他の者」及び「他の者と特殊な関係にある法人」のうちいずれかの者の、新規設立法人の「新規開始日事業年度」の基準期間に相当する期間における課税売上高が5億円を超える法人 ※新規設立法人の発行済株式等の50%超が「他の者」により直接又は間接に保有されている
改正案	「特定新規設立法人」の範囲に次の法人が加えられます。 その事業者の国外分を含む収入金額が50億円超である者が設立した、直接又は間接に支配する法人

【該当例】



国外分を含む収入金額が50億円超である者が直接又は間接に支配する法人が設立した法人も、納税義務が免除されないこととなります。

適用時期

令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用

消費税 簡易課税制度等の適用対象の見直し

ポイント

国外事業者に係る消費税の課税の適正化を目的とし、消費税の簡易課税制度及び2割特例の適用対象の見直しがされます。

改正内容

対象法人	課税期間の初日において所得税法又は法人税法上の恒久的施設を有しない国外事業者
改正案	(1) 簡易課税制度の適用が認められないこととされます。 ・ 簡易課税制度 基準期間（個人事業者は前々年、法人は前々事業年度）における課税売上高が5,000万円以下の課税期間について、売上げに係る消費税額に、事業の種類区分（事業区分）に応じて定められたみなし仕入率を乗じて算出した金額を仕入れに係る消費税額として、売上げに係る消費税額から控除する制度
	(2) 適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）の適用が認められないこととされます。 ・ 2割特例 インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった事業者が、次の算式で計算した金額を納付税額とすることができる措置 課税標準額に対する消費税額 - 課税標準額に対する消費税額 × 80% = 納付消費税額 …納付する消費税額を「課税標準額に対する消費税額の20%」とすることができる

適用時期

令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用

消費税 高額特定資産の対象範囲の追加

ポイント

高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、その課税期間において取得した金又は白金の地金等の額の合計額が200万円以上である場合が加えられます。

改正内容

現行

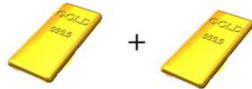
原則課税が適用される課税期間中に高額特定資産を取得し、仕入税額控除の適用を受けた場合には、その後2年間は原則課税が強制されます。高額特定資産の金額判定は1取引単位で行われるため、金又は白金の地金等の取引単位を調整することにより、この強制措置を回避することが可能となっています。

【例】 (当期) 金を1,000万円購入 = 1取引単位の取得価額が1,000万円以上のため、高額特定資産に**該当します**。



当期	翌期	翌々期
原則課税	原則課税(強制)	原則課税(強制)

(当期) 金を500万円×2回購入 = 1取引単位の取得価額が1,000万円未満のため、高額特定資産に**該当しません**。



当期	翌期	翌々期
原則課税	免税・簡易課税適用可	免税・簡易課税適用可

取引単位を分けることにより、原則課税の強制を回避することが可能

回避の阻止

改正案

(当期) 課税期間において取得した金地金等の額の**合計額**が200万円以上 = 高額特定資産に**該当することとなります**。



当期	翌期	翌々期
原則課税	原則課税(強制)	原則課税(強制)

適用時期

令和6年4月1日以後の国内における課税仕入れ及び保税地域からの引き取りについて適用

消費税 仕入税額控除制度の適用制限等

ポイント

消費税の仕入税額控除制度の適用対象及び適用要件に以下の見直しがされます。

改正内容

項目	改正案	適用時期
免税購入された物品と知りながら行った課税仕入れ	外国人旅行者向け消費税免税制度により免税購入された物品と知りながら行った課税仕入れについては、仕入税額控除制度の適用を認めないこととされます。	令和6年4月1日以後の課税仕入れから適用
適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置	適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置(いわゆる免税事業者の8割控除)について、一の者からの課税仕入れの額の合計額がその年又はその事業年度で10億円を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについては、本経過措置の適用を認めないこととされます。	令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用

令和7年度税制改正で検討～ 外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し

ポイント

外国人旅行者の利便性の向上及び免税店事業者の免税販売手続きの簡素化のため下記の措置が講じられます。

改正内容

【外国旅行者向け免税制度（輸出物品販売場制度）の見直し内容】

外国旅行者向けの免税販売の要件に、新たに下記の要件の追加が検討されます。

追加される要件

免税販売管理システムを通じて取得した税関確認情報（仮称）（※）の保存

※ 「税関確認情報（仮称）」とは、免税店で免税購入対象者が免税購入した物品を税関長が国外に持ち出すことを確認した旨の情報をいいます。

【留意点】制度の詳細は令和7年度税制改正において検討

免税店が販売時に外国人旅行者から消費税相当額を預かり、出国時に持ち出しが確認された場合、旅行者にその消費税相当額を返金する仕組みとなりますが、空港等での混雑防止の確保が前提となり、制度の詳細については令和7年度税制改正において検討がされます。

法定調書の電子申告等による提出義務制度の見直し

ポイント

法定調書（支払調書等）のe-Tax等による提出義務基準の法定調書の枚数が100枚以上から30枚以上に変更されます。

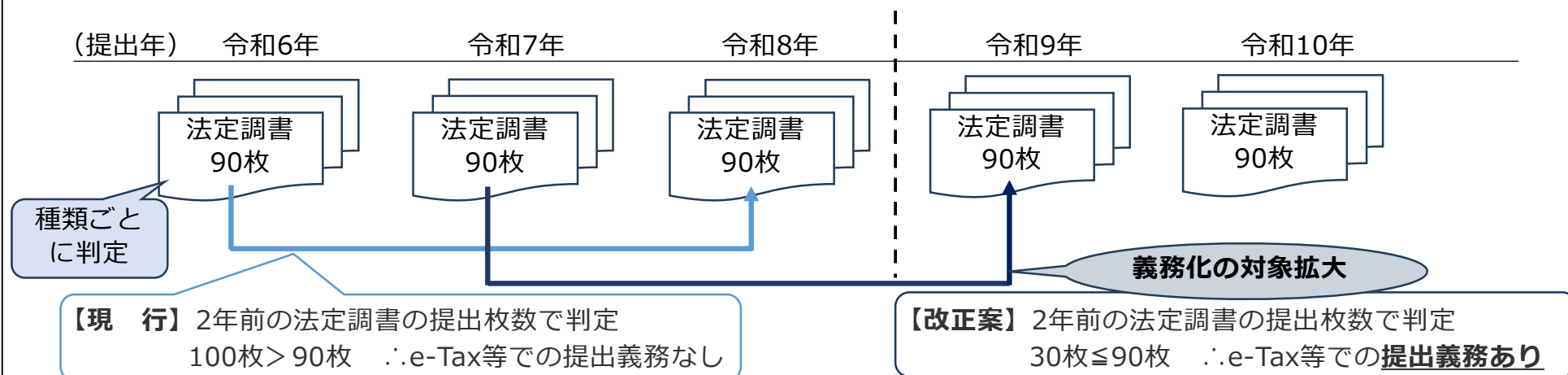
改正内容

現行

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった各法定調書の提出枚数が100枚以上であるものについては、e-Tax又は光ディスク等での提出が義務化されています。

改正案

提出義務基準の各法定調書の提出枚数が30枚以上とされ、e-Tax等による提出義務化の対象が拡大します。



【留意点】

給与所得（及び公的年金等）の源泉徴収票のe-Tax等による提出が義務付けられた年分については、市区町村に提出する給与支払報告書（及び公的年金等支払報告書）もeLTAX（地方税ポータルシステム）等による提出が義務化されています。

適用時期

令和9年1月1日以後に提出すべき支払調書等について適用

ポイント

重加算税の適用対象に隠蔽又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出した場合は追加されます。また、偽りその他不正の行為により国税等（※1）を免れ、又は国税等の還付を受けた株式会社の役員等に第二次納税義務を負わせる措置が講じられます。

改正内容

1. 隠蔽し、又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合の重加算税制度の整備

- (1) 過少申告加算税又は無申告加算税（地方税は過少申告加算金又は不申告加算金）に代えて課される重加算税の適用対象に「**隠蔽し、又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合**」が追加されます。
- (2) 延滞税の計算期間から一定の期間を控除する特例が不適用となる措置について、上記の場合が対象となることを明確化する運用上の対応が行われます。

2. 偽りその他不正行為により国税等を免れ、又は国税等の還付を受けた第二次納税義務の整備

- (1) 偽りその他不正の行為により国税等を免れ、又は国税等の還付を受けた株式会社等（※2）がその国税等（附帯税含む）を納付していない場合において、徴収不足が認められるときは、その偽りその他不正の行為をした株式会社等の役員等（※3、4）は、その偽りその他不正の行為により免れ、もしくは還付を受けた国税等の額又はその株式会社等の財産のうち、その役員等が移転を受けたもの及びその役員等が移転をしたもの（通常取引の条件に従って行われたと認められる一定の取引として移転したものを除く）の価額のいずれか低い額を限度として、その滞納に係る国税等の第二次納税義務を負うこととなります。

※1 国税等：国税又は地方団体の徴収金

※2 株式会社等：株式会社、合資会社、合同会社

※3 役員等：株式会社の役員、合資会社もしくは合同会社の業務を執行する有限責任社員

※4 役員等を判定の基礎となる株主等として選定した場合にその株式会社等が被支配会社に該当する場合におけるその役員等に限りります。

適用時期

1. 令和7年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税（又は地方税）について適用
2. 令和7年1月1日以後に滞納となった一定の国税等について適用

改正内容

項目	改正案
GBizIDとの連携によるe-Taxの利便性の向上	<p>所要の法令改正等を前提に、GBizID（一定の認証レベルを有するものに限る）を入力して、e-Taxにより申請等又は国税の納付を行う場合には、その申請等を行う際の識別符号及び暗証符号の入力、電子署名並びにその電子署名に係る電子証明書の送信又はその国税の納付を行う際の識別符号及び暗証符号の入力を要しないとされます。</p>
処分通知等の電子交付の拡充	<p>1. e-Taxにより行うことができる処分通知等について、以下の措置が講じられます。 (1) 法令上、すべての処分通知等について、e-Taxにより行うことができるとされます。 (2) e-Taxにより処分通知等を受ける旨の同意について、処分通知等に係る申請等に併せて行う方式を廃止し、あらかじめ、メールアドレスを登録して、その同意を行う方式とされます。 (3) その他所要の措置が講じられます。</p> <p>2. 適用時期 令和8年9月24日から施行</p>
保全差押え等を解除しなければならない期限の整備	<p>1. 納税義務があると認められる者が不正に国税（又は地方団体の徴収金）を免れたことの嫌疑等に基づき一定の処分を受けた場合における税務署長（又は地方団体の長）が決定する金額（以下「保全差押金額」という）を限度とした差押え（以下「保全差押え」という）又はその保全差押金額について提供されている担保に係る国税（又は地方団体の徴収金）について、その納付すべき額の確定がない場合におけるその保全差押え又は担保を解除しなければならない期限を、その保全差押金額をその者に通知をした日から1年（現行：6月）を経過した日までとされます。</p> <p>2. 適用期限 令和7年1月1日以後にされる保全差押金額の決定について適用</p>
地方公金に係るeLTAX経由での納付	<p>1. eLTAXを通じた電子納付の対象に地方税以外の地方公金を追加することとし、地方自治法の改正に併せて、地方税共同機構の業務に公金収納事務を追加する措置が講じられます。</p> <p>2. 適用時期 地方自治法の一部を改正する法律（仮称）の施行の日から適用</p>

令和6年度税制改正冊子作成委員会

東京 朝日税理士法人

作成担当者

- 〔本 部〕 愛知実希、石井学、石山大助、岩本治子、伊藤貴人、大黒裕子、川東祐子、佐々木勇人、高橋秀平、鶴岡拓弥、林伸浩、松嶋良太、松本敬史、三門翔太郎、森遊、山本孝幸
- 〔城 南〕 上杉唯文、浦晃弘、沖敦、古閑俊郎、小坂光重、櫻井雅美、佐々木直美、佐藤晶子、鈴木光、鈴木康大、須藤良明、宗田健二、近森洋介、中川勝利、錦織佳子、福原聡、松本純、山川学武
- 〔神奈川〕 中村浩之

事 務 局

- 〔本 部〕 高尾英一、長谷川ルリ子、土田道太
- 〔城 南〕 木屋正樹、矢田真紀、小林浩二

連 絡 先

- 〔本 部〕 東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階
Tel 03-3556-6000 担当 長谷川ルリ子・土田道太
- 〔城 南〕 東京都世田谷区玉川台2-3-20
Tel 03-3700-3331 担当 木屋正樹・矢田真紀・小林浩二

本資料は、令和5年12月14日に公表された「令和6年度税制改正大綱」及び税制調査会等の資料等を基に、令和6年度に予定される税制改正の内容を解説したものです。改正は国会の審議を経て可決・決定されるものであり、本資料の内容には正確を期しておりますが、改正内容等の確実性・正確性・網羅性を保証するものではありません。予定される税制改正を踏まえ意思決定等を行うときは、必ず事前に顧問税理士等の専門家に相談してください。また、資料の出典については、出典先の資料をそのまま使ったケースと一部に加筆修正したケースがあります。